

## 第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 実施要綱

### 1. 趣 旨

本会が、民生委員制度創設 90 周年記念事業として、全国 22 万余の民生委員・児童委員に取り組みを呼びかけた、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」は、着実に実績を積み重ね、平成 19 年能登半島地震、平成 19 年新潟県中越沖地震などにおいて、民生委員・児童委員による安否確認行動が地域住民の安全確保に貢献したことがマスコミなどで報道され、広く国民の間で民生委員・児童委員の自然災害への取り組みが理解された。

また、この運動の結果、災害時の要援護者支援について、必要な情報の共有化を図り、民生委員・児童委員と連携して取り組むことを市町村に求めた、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(平成 19 年 8 月 10 日付厚生労働省 6 課長通知) が発出され、関係機関・団体においても、民生委員・児童委員ならではのきめ細やかな地域住民支援活動の重要性が認識されるに至った。

については、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を継続し、今後も安全で安心なまちづくりに取り組み、より一層、民生委員・児童委員とその活動を理解していただくことをめざす。

### 2. 主 唱

全国民生委員児童委員連合会

### 3. 取り組み内容

#### (1) 単位民児協における取り組み内容

##### 【民生委員・児童委員としての取り組み】

- ①災害発生時、民生委員・児童委員自身及び家族の安全が確保できるよう備える。
- ②民生委員・児童委員自身の家庭で防災グッズを整備し、災害に備える。
- ③緊急時の連絡方法を確認する。(電話、携帯電話、メール)

※ 民児協会長や行政に電話、携帯電話、メール等複数の連絡方法を伝えておくとともに、万が一委員と連絡が取れない場合でも、家族等を通じて用件・情報が届くようにしておく。